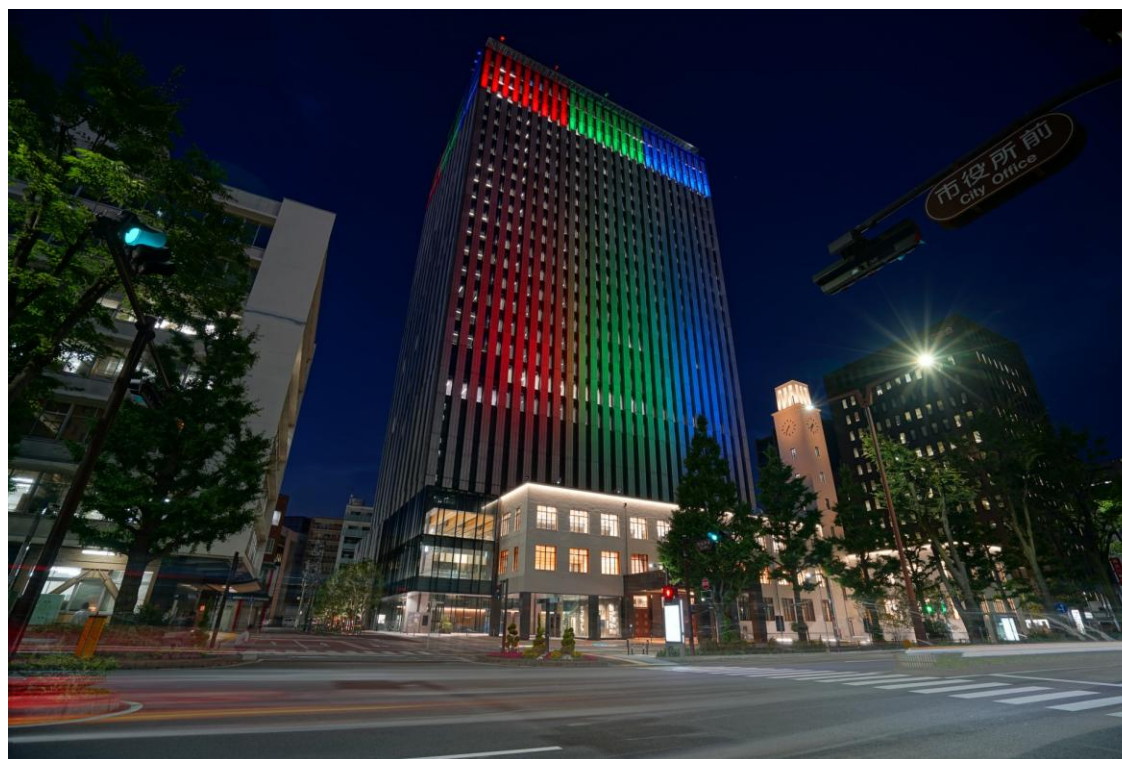




# 神奈川県川崎市： 庁内体制を踏まえた効率的な 医薬品適正使用に関する取組（医療扶助適正実施）



川崎市健康福祉局 生活保護・自立支援室  
医療・介護指導担当 渡邊 有裕

# 川崎市の概況

## 麻生区長寿全国1位



大型商業施設と  
タワーマンション



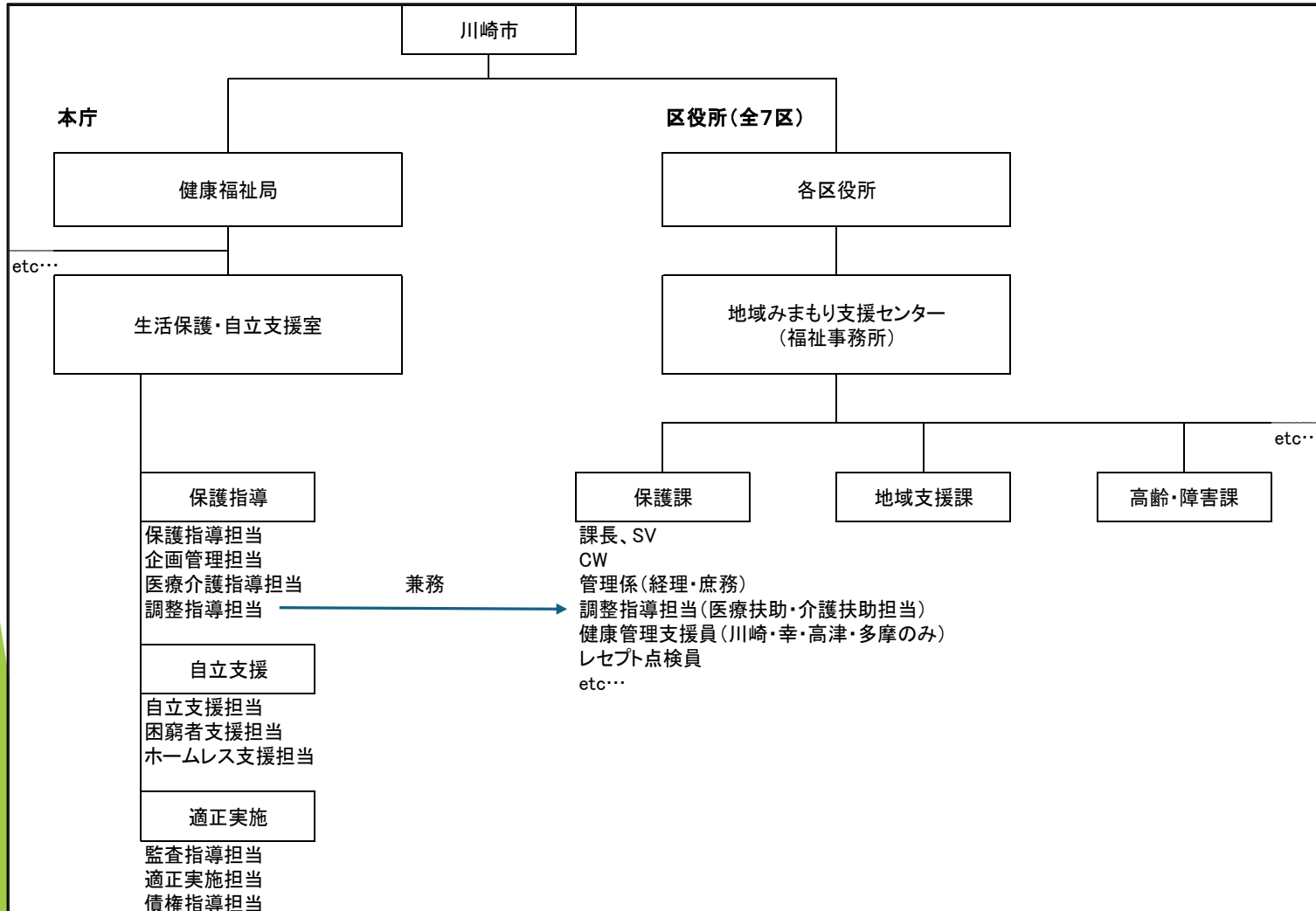
製造品出荷額5位



- ▶ 神奈川県内三政令市の内の一つ。
- ▶ 神奈川県の北東部に位置し、横浜市と東京都に挟まれた細長い地形。
- ▶ 市内を横断する形でJR南武線が通り、南武線と交差する形で5つの私鉄が縦断。
- ▶ 南部・中部・北部で地域特性が大きく異なる。
- ▶ ゆかりのある著名人：SHISHAMO、sumika、藤子・F・不二雄、坂本九 etc...

川 崎 市		
管内面積	144.35	km <sup>2</sup>
管内世帯数	796,677	世帯
管内人口	1,558,702	人

# 生活保護の実施体制



被保護世帯数	22,490
被保護人員	26,999
保護率(‰)	17.32

- ▶ 政令市であるため、本庁部門と実際に保護業務を行う区役所とに分かれている。
- ▶ 本庁職員である調整指導担当が区役所の医療・介護扶助担当職員を兼ねていることが特徴。

# 大規模都市ならではの課題とその対策

## 被保護者数に応じた膨大なレセプト、指導対象者の多さ

- マンパワーだけではさばききれないため、レセプト分析を外部業者に委託、かつ指導対象者選定については一部委託業者の技術も使用しつつ、高い指導効果が見込める者の優先順位付けの模索

## 7区の業務の平準化が困難

- 本庁職員（調整指導担当）が各区役所に兼務を張り、医療・介護扶助の担当を担う事で、医療・介護扶助の業務水準を平準化

基本的に区役所に勤務し、週に1回本庁で調整指導担当者会議を実施している。

# レセプト分析業務委託

## 【やり取りするデータについて】

### ▶ 毎月送付（中旬ごろ）

- ・被保護者データ
- ・医療券発行履歴データ
- ・レセプトデータ（最新審査月）

### ▶ 随時送付

- ・更生医療資格異動データ
- ・健診結果データ
- ・自立支援医療レセプトデータ

etc...

### ▶ 成果物

- ・頻回受診・重複服薬リスト
- ・多剤投与者リスト
- ・長期外来受診者リスト
- ・医療費分析結果（年1回）
- ・各種指導効果測定資料

etc...

## 【年間の運用について】

- ▶ 年度初めに年間のデータ提供スケジュールについて打ち合わせし、その後、スケジュールに基づいてデータのやり取りをしている。
- ▶ 制度改正等で新たな分析が必要になった際には、随時情報共有し、年度末の仕様検討で反映させている。

# 年間を通じた 適正実施・健康管理支援事業スケジュール

	健康管理支援 (糖尿病性腎症重症化予防支援候補者の選定及び指導)	適正実施 (自立支援医療と医療扶助のレセプト突合点検による支援対象者の選定及び指導)	健康管理支援 (健康診査受診勧奨)	適正実施 (重複受診・多剤投与の支援対象者の選定及び指導)	健康管理支援 (医療機関未受診者等受診勧奨)
4					
5	支援候補者選定会議			2月～5月受診分 レセプト確認	
6	福祉事務所による支援対象者決定 健康管理支援員・CWによる健康管理支援	4月受診分 レセプト確認	特定健診等のお知らせ配布対象リスト確認 (引き抜き対象者の福祉事務所確認)		
7	保健師等との連携支援		【健康増進課】特定健診等のお知らせ配布 勧奨対象者リストのシステム共有		
8		室による指導対象者決定・ リストの配布	CWによる生活保護受給者へ 直接受診勧奨	室による指導対象者決定・ リストの配布	
9		福祉事務所による確認・嘱託医協議 福祉事務所による支援及び指導	(健診結果に応じて) 保健師等との連携支援	福祉事務所による支援及び指導 (服薬情報のお知らせ配布)	室による支援対象者決定・ 治療中断者等支援リストのシステム共有
10	評価会議				CWによる健康管理支援 保健師等との連携支援
11					
12	健康管理支援システム入力完了	12月受診分確認	健康管理支援システム入力完了		健康管理支援システム入力完了
1					
2	(室) PDCAサイクル協議会	支援及び指導による効果確認 (12月分レセプト分析データ)	(室) PDCAサイクル協議会		(室) PDCAサイクル協議会
3		次年度対象者 データ抽出予定		室による支援及び指導による効果確認 (次年度7月頃、厚労省への報告)	

日々の業務以外に、大きく分けて  
5本の柱で年間のイベントを進行。

## ○健康管理支援

- ▶ 糖尿病性腎症重症化予防
- ▶ 健診受診勧奨
- ▶ 医療機関未受診者・健診異常値放置者  
受診勧奨

## ○適正実施

- ▶ 自立支援医療（精神通院）と医療扶助  
の重複投薬対象者指導
- ▶ 重複服薬・多剤投与者への指導

処方内容等確認票

( ) 福祉事務所

担当CW	
------	--

〔記載上の注意〕

- 1 「事前嘱託医協議」欄については、該当するものをリストから選択し、その理由を記入すること。
- 2 「主治医意見確認」欄については、該当するものをリストから選択し、その理由を記入すること。
- 3 「総括」欄については、「事前嘱託医協議」及び「主治医意見確認」の結果を踏まえて、該当するものをリストから選択すること。
- 4 指導対象となったケースは「援助方針」欄を記入し、指導を実施すること。
- 5 「援助方針」欄には、「事前嘱託医協議」及び「主治医意見確認」の結果、決定した援助方針を具体的に記入すること。
- 6 指導対象となったケースへの指導実施後、必要に応じ嘱託医協議を実施し指導結果を確認すること。
- 7 「指導後嘱託医協議」欄については、該当するものをリストから選択し、その理由を記入すること。

氏名		生年月日・年齢	・ () 歳	ケース番号	
傷病名					
医療機関名					
事前嘱託医協議		協議日			
	(理由)				
主治医意見確認		主治医意見 確認日			
(主治医からの主な聴取内容)	(理由)				
総括					
援助方針 ※指導対象のケースのみ入力					
指導結果確認		確認日			
(必要に応じ嘱託医協議実施)	(理由)				
備考					

# 重複服薬者への指導

## 手順

- ▶ 5月レセプトを基に分析業者が指導候補者リストを作成、その中から指導対象者を選定。
- ▶ 区に指導対象者のリストを展開し、処方内容確認票を作成。嘱託医協議、病状調査等を経て、指導を行う。

## 昨年度実績

- ▶ 指導対象者：37名

# 自立支援医療（精神通院）と 医療扶助の重複投薬者への指導

## 背景

- ▶ 医療扶助の中での重複については把握できるものの、他法である自立支援医療（精神通院）と医療扶助の重複は容易には把握できない。

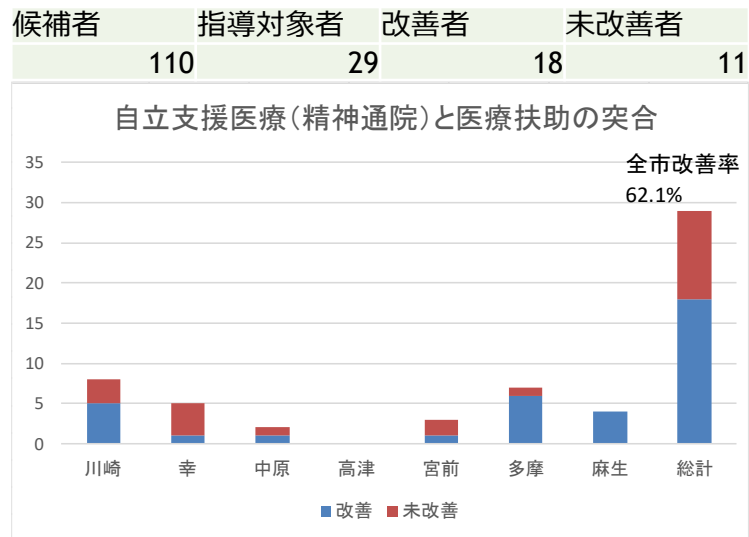
## 手順

- ▶ 自立支援医療所管部署からレセプトデータを取り寄せ、同時期のレセプトどうし（昨年度は2月診療分）を突合する分析を委託業者に依頼。
- ▶ 分析結果として、同一の薬効の薬品が医療扶助、自立支援（精神通院）双方から出ている対象者のリストを受領。
- ▶ 対象者リストを区に共有し、囑託医協議等踏まえ指導対象を選定し、指導実施。

# 自立支援医療（精神通院）と 医療扶助の重複投薬者への指導

## 効果

- ▶ 6割程度が指導の結果、重複の状況が改善された。



## 課題と今後の方針

- ▶ 候補者の中には、向精神薬と鎮痛剤が重複として当たってしまう等、問題のない事例が多かった。  
⇒今年度は、重複の分析枠組みについて、再度業者と検討予定。
- ▶ 2月診療分レセプトであったため、既に改善済の候補者もいた。  
⇒今年度は 4月レセプトを活用予定。

# 多剤投与者への指導

## 背景

- ▶ 15剤で抽出すると、指導対象者が2,000人程度抽出され、運用に耐えうる規模ではない。  
⇒対象者の中でも優先的に指導すべき者を選定し、その者への指導に焦点化することで運用

## 手順

- ▶ 分析業者から指導候補者のリストを受領し、その中から指導対象者を選定
- ▶ 指導対象者のリストを分析業者に送付し、対象者毎の服薬情報に関するお知らせを作成依頼
- ▶ 分析業者から届いた服薬情報に関するお知らせを区に共有し、訪問調査時等にCWから被保護者へ手交し、薬局に行く際に薬剤師に渡すように指導

### 【優先指導対象選定基準】

- ・薬剤種類 15以上
- ・かかりつけ薬剤師がない
- ・利用薬局数 2以上
- ・精神疾患の該当なし
- ・未就学児以外

# 多剤投与者への指導

7330834 000000001  
 広島県広島市西区草津新町〇-〇-〇  
 サンプル 太郎 様  
 〇〇〇〇  
 〇〇〇〇  
 000000001

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室  
 〒2106577  
 川崎市川崎区宮本町1

## 病院や診療所、薬局にかかるとき、この「お知らせ」を持っていきましょう

このお手紙は、飲んでいる薬の情報を書いています。2つ以上の病院や診療所にかかっている場合、それぞれお薬を管理されていますが、お薬の種類や量によっては、お体の調子が悪くなったり、効き目が薄まったりしてしまいます。そうならないために、かかりつけの医師や薬剤師にどういったお薬が出ているかを知ってもらうことが大切です。裏面に、出ているお薬すべてが書いてあるので、医師・薬剤師にお見せください。

### まずは・・・

この「お知らせ」を病院や診療所、薬局に行くときに持っていきましょう。



### そうしたら・・・

医師や薬剤師にお薬の確認をしてもらいましょう。



### お薬手帳も忘れずに!

病院や薬局に行く際は、お薬手帳を持っていきましょう。お薬手帳は、使い分けずに1つにまとめた方が、医師や薬剤師も今までのような薬が出ていたか、今はどのような薬を飲んでいるかわかるので、安心です。



### 医師・薬剤師のみなさまへ

このお知らせは、複数医療機関から、15種類以上のお薬が出されている方にお渡ししています。重複処方などの問題がないか確認していただくとともに、処方されている全体的なお薬を適切に管理・服用していただくための御案内等していただくと助かります。

## 服薬情報のお知らせ

サンプル 太郎 様

2025年5月時点の情報で通知書を作成しております。

このお知らせは、複数の医療機関から薬剤を処方されていた方へお送りしています。服用されている全体的なお薬を適切に処方・調剤していただくことをお勧めしています。このお知らせをかかりつけの医師・薬剤師へお渡しください。

No	医療機関名	★: かかりつけ薬局	薬剤名	薬剤種類	長期服薬
1	AAクリニック	★: ID薬局			11
2	BBクリニック	◎: 薬局			7
3	CC病院	< 院内処方 >			1
4	CC病院	< 院内投与 >			7
合 計					26
					11

■「No」欄の番号は、上記記載の受診した医療機関の「No」欄の番号です。  
 ■「向」欄の「○」記載は期間が重複する同一成分または類似薬であることを示しています。  
 ■「GE」欄の「○」記載は後発品（ジェネリック医薬品）が存在する先発品であることを示しています。

下記の薬剤で、多量に情報がある場合は「付録」欄にご記入して、可能であればお薬情報してください。

No	薬品名	数量	日数・日数	剤型	調剤日	向	GE	検査
1	ザインバルタカセル20mg	2 カプセル	18	内服	5/23	○		
	スピロノクトン錠25mg「トーワ」	2 錠	18	内服	5/23			
	フロセド錠20mg「NP」	2 錠	18	内服	5/23			
	アゾセド錠60mg「JG」	1 錠	9	内服	5/23			
	ミヤBM錠	3 錠	18	内服	5/23			
	ネキシウムカプセル20mg	1 カプセル	18	内服	5/23	○		
	プリンペラン注射液10mg 0.5%2mL	10 管	1	注射	5/23			
	リノサル注射液4mg(0.4%)	10 管	1	注射	5/23			
	ソルデム3A輸液 500mL	6 袋	1	注射	5/23			
	ヘパリンNaロック10U/mLシリンジオートカ10mL 100U	10 筒	1	注射	5/23			
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「ニトー」	50 g	1	外用	5/23			
2	ザインバルタカセル20mg	2 カプセル	14	内服	5/2	○		
	スピロノクトン錠25mg「トーワ」	2 錠	14	内服	5/2			
	フロセド錠20mg「武田テバ」	2 錠	14	内服	5/2			
	アゾセド錠60mg「JG」	1 錠	6	内服	5/2			
	ミヤBM錠	3 錠	14	内服	5/2			
	ネキシウムカプセル20mg	1 カプセル	14	内服	5/2	○		
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「ニトー」	50 g	1	外用	5/2			
3	エスワンタイホウ配合OD錠Z25 25mg(チガフル相当量)	4 錠	28	内服	5/16			
4	アロキン静注0.75mg 5mL	1 瓶	1	注射	5/16	○		
	ソル・メドロール静注500mg (溶解液付)	1 瓶	1	注射	5/16			
	大塚生食注 50mL	2 瓶	1	注射	5/16			
	生食注シリンジ「NP」 10mL	1 筒	1	注射	5/16			
	ソルアセF輸液 500mL	2 袋	1	注射	5/16			
	ドセタキセル点滴静注20mg/1mL「ヤクルト」	3 瓶	1	注射	5/16			
	シスプラチン点滴静注10mg「マルコ」 20mL	4 瓶	1	注射	5/16			

### 医療機関の方へ

当該通知は複数調剤薬局から多剤の処方を受けている方に発行しています。上記処方内容を御確認いただき、

適正受診に御協力ください。

※ この情報は、お々に処方された過去4ヶ月の処方箋について掲載していますが、医療機関・調剤薬局の請求データから集計しているため、漏れ・重複している場合があります。  
 ※ 薬剤師がいない場合は、本通知にすべての医療機関、薬局、薬剤師が記載されていない場合があります。  
 ※ 処方した日または、処方された薬剤師、薬局が記載される場合があります。  
 ※ 長期服薬は、内服を合計14日以上取られている薬剤が対象となります。  
 ※ 000000001  
 000000001

## 昨年度実績

- ・ 指導対象者：220名
- ・ 全員に対して指導実施

## 指導効果

- ・ 令和6年度対象者では半数程度の者について、処方の調整が行われた。

# 健康管理支援事業

- ▶ 健康増進部局から提供された健診結果データと生保レセプトを基に、外部委託業者が候補者をデータ抽出。
- ▶ 候補者の中から対象者を選定し、区へ共有。支援の実施。  
※糖尿病性腎症は、選定会議を実施。
- ▶ 年度末に効果測定。支援につながったか、医療機関を受診できたか等、アウトカム評価を中心に。  
※糖尿病性腎症は、最終効果測定の前に評価会議を実施。

# 糖尿病性腎症重症化予防

⑦ 支援記録等を確認し、最終評価

① レセプトデータの提供

② 分析結果の提供



本庁職員



データ分析会社

③ 分析結果を基に、支援対象者**選定会議**を実施



区役所CW 本庁職員 健康管理支援員  
or 保健師

④ 選定された対象者について  
区役所へデータ共有



区役所CW 健康管理支援員  
or 保健師

⑥ 支援対象者の支援状況を**評価会議**にて中間評価



区役所CW 本庁職員 健康管理支援員  
or 保健師



支援対象者

⑤ 医療職とCWで連携した  
健康管理支援

# 糖尿病性腎症重症化予防

⑥ 支援対象者の支援状況を**評価会議**にて中間評価

⑦ 支援記録等を確認し、最終評価

① レセプトデータの提供



本庁職員



本庁職員

健康管理支援員  
or 保健師

定期的に健康管理支援担当者会議を  
主催し、現場の困りごとなどを聴取



現場の声を基に観点を変えたり、  
支援の枠組みの修正を検討

③ 分析結果を基に、支援対象者**選定会議**



区役所CW

本庁職員

健康管理支援員  
or 保健師

④ 区役所



区役所CW

健康管理支援員  
or 保健師

支援対象者

した

# 事業評価について

- ▶ 県下3政令市でPDCAサイクル協議会を年2回（概ね8月、2月）開催し、事業計画の共有と共同で事業評価を実施。
- ▶ 第1回（8月）で事業実施計画を共有し、第2回（2月）で取組結果を共有し、共同で事業実施状況を評価する（お互いの事業報告を見ていいところや改善点を言い合う）。
  - ⇒本協議会があるおかげで3政令市のつながりは強く、日々の業務の中でも困った事があれば連絡を取り合ったりしている。

# 日々の取り組み ①

## 【 開始時アセスメントと制度説明 】

- ▶ 生活保護開始時にCWが「健康と医療の確認シート」を用いて、生活状況や健康状態をヒアリング。
  - ⇒健康状態を早期に把握し、必要に応じて健康管理支援員及び保健師につなげるなど、必要な連携体制の構築に早期から着手可能。
- ▶ 適正受診に関するパンフレットを配布し、医療機関のかかり方等（ジェネリック医薬品原則、）を説明。
  - ⇒ジェネリック医薬品利用率は令和元年から9割以上を達成（昨年度は95%以上を維持）

# 健康と医療のシート

健康・医療について(裏ページもあります)

記入日 年 月 日

氏名	( 歳 )
----	-------

1 通院している医療機関の名前 / 受診している診療科や病名 / 通院頻度(〇か月に1回など)

2 お薬手帳 : もっていない・もっている → ( お薬手帳を見せるとき : 病院(受診時)・薬局 )

3 薬の処方内容 ( お薬手帳や、薬について書いてある書類のコピーがあれば書かなくて大丈夫です )  
※薬の名前がわからないときは、何のために飲んでいる薬が書いてください。

4 もらっている薬 : きちんと飲んでいる・時々忘れる・忘れることが多い / 薬が残りがち

5 主治医の先生から、食事や運動などで言われていることがあれば書いてください。

6 生活で使っているもの :  
コンロ・まな板・包丁・なべ・電子レンジ・冷蔵庫・浴室・洗濯機・クーラー

⇒ 裏に続きます

福祉事務所記入欄		差控指導員	調整指導担当
オンライン資格確認 (要システム登録)	マイナンバーカードの発行状況(未・済) 医療券等の利用申込状況(無・有)		
現在活用中の他法	自立支援(精神・更生)・障害手帳(身体・精神 級)・難病・社保・公保・原爆・他( )		
【開始後に必要な医療・介護の手続き、活用できる可能性がある他法等】			
病状調査	必要 ・ 不要		
備考			

※医療扶助適用なら原則病状調査は必要。病状調査不要とする場合は備考欄、もしくは援助方針に理由を記載。

7 お酒 : (たとえば「ビール(350ml)を2本」など)  
飲まない・飲む → (①ベース: 週に 日 ・ ②1回に飲む量: )

8 たばこ :  
吸わない・吸う → (①何歳から? ・ ②1日あたりの本数 本)

9 健康診断 :  
今まで受けたことがない・毎年受けている・昨年受けた・その他( )  
結果( ) ※結果を持っていたら担当へ見せてください。

10 生活リズムと過ごし方(起きる時間・食事の時間・寝る時間など)  
0:00  
18:00 6:00  
12:00

11 食事の内容(普段よく食べているものを、特になければ昨日の食事について書いてください。)  
【朝】  
【昼】  
【夜】  
【その他(おやつ・夜食など)】

12 その他(健康について気をつけていることや心配なこと等)

# 適正受診に関するパンフレット

## 柔道整復（整骨院・接骨院）の施術を受けたいとき

医療扶助の適用が認められるかは、怪我の内容によりしますので、施術を受ける前に担当ケースワーカーに必ず相談してください。

### 認められる場合

捻挫、打撲、挫傷、骨折・脱臼の応急手当等

### 認められない場合

日常的な疲れ、肩こり、筋肉疲労、加齢によるもの等

## あん摩・マッサージ、はり・きゅうの施術を受けたいとき

他の治療法では効果がないと認められる場合にのみ医療扶助が適用されるもので、主治医の同意と福祉事務所での協議が必要になりますので、施術を受ける前に担当ケースワーカーに必ず相談してください。

※健康保険で療養費払い

になっている場合も、同様です。



## 休日・夜間受診はよく考えてから受診しましょう

「昼間は混んでいるからあまり混まない夜に受診した方が楽」等の自分の都合で休日や夜間に受診すると、他の急病人の治療の妨げになる恐れがあります。また、医療費も高くなります。急病や怪我などでやむを得ない場合以外は受診を控えましょう。

## 福祉事務所の連絡先

川崎福祉事務所 201-3225  
 中原福祉事務所 744-3298  
 宮前福祉事務所 856-3167  
 麻生福祉事務所 965-5233

幸 福祉事務所 556-6723  
 高津福祉事務所 861-3297  
 多摩福祉事務所 935-3259

## 生活保護を受給しているみなさまへ

生活保護を受けている方の医療費は公費で支払いますので、このリーフレットをお読みいただき、医療費の適正化にご協力をお願いします。



医療機関を受診するときは、福祉事務所に相談が必要です



必要に応じて、「医療券」（生活保護受給中であることを医療機関に証明する書類）を発行しますので、医療機関に提出してください。医療機関で生活保護受給中であることが確認できないと、医療費や保証金を請求されることがありますのでご注意ください。

## こんなときは担当ケースワーカーにご連絡ください

- 1 子どもの急病等、やむを得ず福祉事務所まで医療券を取りに来られないとき。
- 2 休日、夜間に医療機関を受診したとき。
- 3 薬局で薬をもらうとき。
- 4 病気が治った等、その医療機関に行く必要がなくなったとき。
- 5 マイナンバーカードを持っていて、マイナポータルまたは医療機関等で健康保険証等利用の申し込みをしたとき。
- 6 健康保険等に加入、もしくは医療証を受け取ったとき。



生活保護は最低限度の生活を保障する制度のため、受けられる診療・医療行為は、保険適用の範囲に限ります。

# 適正受診に関するパンフレット

## かかりつけ医と薬局を決めましょう



- 地域の医療機関で「かかりつけ医」（健康について何でも相談でき、必要なとき専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師）をみつけましょう。大きな医療機関には、かかりつけ医からの紹介状をもらって受診しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診すると、医師に同じ説明を何度もしたり、同じ検査を何度も受けたり、必要以上に薬を処方されてしまう危険もあります。他の病院を受診する必要がある場合は担当ケースワーカーに相談してください。
- 調剤薬局も「かかりつけ薬局」を決めて、おくすり手帳を1冊作りましょう。薬を飲みすぎたり、飲み合わせが悪い薬を飲んで体調を崩してしまう危険を防ぐことができます。おくすり手帳を必ず持って行き、診察のときや薬剤師に見せましょう。

## 医療機関に行ったときに気を付けること



- 医療機関等の窓口で、所持している健康保険証、医療証、マイナンバーカードの提示が必要になりますので、受診時は携帯してください。
- 健康保険に加入、医療証をもらう予定の場合は、事前に医療機関に説明し、受け取ったら必ず提示しましょう。
- 次回の通院日や通院頻度は、必ず医師に確認して、その指示を守ってください。通院日数が多い場合、担当ケースワーカーが医師の指示とおりかどうか、状況を確認することがあります。

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が原則です



- 後発医薬品は、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を使用しており、品質、効き目、安全性が同等であることを厳正な審査で承認されたものです。
- 医師が後発医薬品の使用が可能と判断した場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。（差額自己負担でもご希望による先発医薬品への変更はできません。）

## 健康診断を受けましょう



健康でなくなると…

治療のために、好きな食べものを我慢しないといけない…



通院があるから好きなときに出かけられなくなったな…

- 40歳以上で受診券が届いた方は活用してください。



健康だから大丈夫

健康と判断するために健診受診を！  
病気のサインがないことがわかって安心して過ごせますね！



病院に行っているし薬も飲んでいるから大丈夫

健診は、今の病気で以外に異常がないかをチェックできる良いチャンスです！



病気が知りたくないから受診したくない…

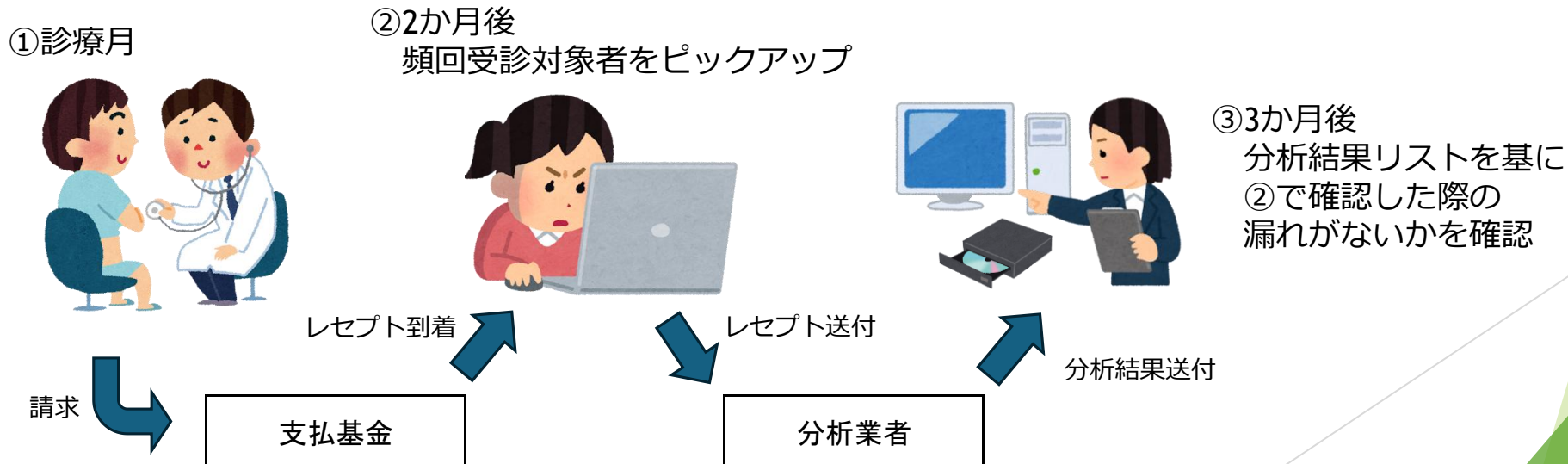
悪いところを放置してしまうとその分病状が悪化してしまうことも…  
早期発見・早期治療を！

- 健康診断の結果で気になることはそのままにせず医師や担当ケースワーカーに相談しましょう。
- 区役所には保健師や管理栄養士等の専門職もいます。健康について話したいことがあれば、まずは担当ケースワーカーへ相談してください。

# 日々の取り組み②

## 【 頻回受診指導 】

- ▶ 確認月に調整指導担当がレセプトを確認し、頻回となっている対象者をピックアップする（診療月から2か月後）。
  - ▶ それに加えて、レセプト分析会社にレセプトデータを提供し、頻回受診対象者を抽出し結果を調整指導担当へ共有する（診療月から3か月後）。
- ⇒上記の頻回対象者のダブルチェック構造により、漏らさず対象者をピックアップできる。



# 中間的な整理、健康管理支援事業の手引き（第2版）を受けて

## 【健康管理支援】

- ▶ 第2版では「健康教育や普及啓発等」が3本の柱の1つとして掲げられており、本市としては新たに健康増進部局と協力し、取り組みを構築する必要がある。

従来の健康管理支援事業	新しい健康管理支援事業	川崎市での取り組み
ア 健診受診勧奨	A 健康状態の把握	生保健診受診勧奨
イ 医療機関受診勧奨	B 状況に応じた個別支援	治療中断者への指導
ウ 保健指導・生活支援	B 状況に応じた個別支援	健診異常値放置者への指導
エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）	B 状況に応じた個別支援	糖尿病性腎症重症化予防
オ 頻回受診指導	B 状況に応じた個別支援	頻回受診指導
	C 健康教育や普及啓発等	-

- ▶ 健康管理支援事業の計画について、令和11年までの計画を策定する。

# 中間的な整理、健康管理支援事業の手引き（第2版）を受けて

## 【 適正実施 】

- ▶ 重複・多剤投与者への指導については、従来の対象に加え、通知に基づき6～14剤の投与者についても、優先順位をつけつつ対象者を選定する。
- ▶ お薬手帳の提示原則化について、新規開始時の説明に組み込み、現被保護者へはチラシの一斉送付等を活用して周知していく。
- ▶ 資格確認ログを活用した頻回受診者への指導についても、順次対応していく。



ご清聴ありがとうございました